府省令案について

放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準案

平成26年5月2日 津市健康福祉部 子育て推進課

【規定ぶり・規定位置は未定稿・現時点版であり、今後変更がありうる。

○厚生労働省令第

号

児 童 福 祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、 放課後児童健

全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第一 条 児童に 福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。 以下「法」という。)第三十四条の八の二第二項の

厚生労働省令で定める基準 (以下「設備運営基準」という。) は、 次の各号に掲げる基準に応じ、 それぞ

れ当該各号に定める規定による基準とする。

法第三十四条の八の二第一 項 の規定により、 放課後児童健全育成事業 (法第六条の三第二項に規定す

る放課後児童健全育 成事業をいう。 以下同じ。)に従事する者及びその員数について市 町村 (特別区を

含む。 以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条 (第四項を除く。) 及び附則第二

条の規定による基準

法第三十四 条 の八の二第 項 の規定により、 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその 員数以外

 \mathcal{O} 事 項に 1 て市 町村が条例 を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準 のうち、 前号

に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、 市町村長 (特別区の区長を含む。 以下同じ。) の監督に属する放課後児童健全育成事

業を利用してい る児童 (以 下 「利用者」 という。)が、 明るくて、 衛生的, な環境におい て、 素養 が あ ŋ

か 適切な訓 練を受けた職員の支援により、 心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生 一労働大臣 は、 設備 運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準 (以 下 「最低基準」 という。

は、 利 用 者 が 明るくて、 衛生的 な 環境 に お ζì て、 素養 が 、あり、 カン つ、 適切 な訓練を受けた職員 の支援

により、 心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町 村長は、 その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場

合にあってはその意見を、 その他 の場合にあっては児童の保護者その他児童 福 祉 に 係る当事者の 意見を聴

き、 その 監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者 (以 下 「放課後児童 ·健全育 成事業者」という。

に対し、 最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村長は、 最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第四 条 放課後児童健全育成事業者は、 最低基準を超えて、 常に、 その設備及び運営を向上させなけ いればな

らない。

2 最低基準を超えて、 設備を有し、 又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、 最低基準

を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則

第五 条 放課後児童健全育成事業における支援は、 小学校に就学している児童であって、 その保護者が労働

等により昼間家庭にい ないものにつき、 家庭、 地域等との連携の下、 発達段階に応じた主体的な遊びや生

活が 可能となるよう、 当該児童 一の自 主性、 社会性系 及び 創造性の 向 上 基本的 な生活習慣 $\widehat{\mathcal{O}}$ 確 等を図 り、

Ł 0 て当該児 童 の健全な育成 を図ることを目的として行わ れ なけ れ ば な 5 な 1

2 放 課 後児 童 健 全育 成 事 業者 は、 利 用 者の 人権に十分配慮するとともに、 一人一人の人格を尊重 そ

の運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育· 成事業者 は、 地 域社会との交流及び連携を図り、 児童 の保護者及び地域社会に対

当 該 放課 後児 童健 全育 成事業者が 行う放課後児童健全育成事業 の運 営 の内容を適切に説 明 するよう努めな

ければならない。

4 放 課 後児 童 健 全育 成事業者 は、 その 運営の内容につい て、 自ら評価を行 い、 その結果を公表するよう努

めなければならない。

5 放 課 後児 童 健全育。 成事業を行う場所 (以下 「放課後児童健全育成事業所」 という。 0 構造設: 備 は、 採

光 換気等利 用者 の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなけ いればな

らない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策

第六条 放課後児童健全育成事業者は、 軽 便 消火器等の 消火用具、 非常 口その他非常災害に必要な設備を設

け るとともに、 非常災害に 対する具体 的 計 画 を立て、 これ に対する 不 断 0 注 |意と訓| 練をするように努め

ければならない。

2 前 項 \mathcal{O} 訓 練 のうち、 避難 及び消火に対する訓 練は、 定期的にこれを行わなけ ればならない。

(放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件)

第七

条

放課後児童

健全育成事

業に従

事

す

る職

員

は、

健全な心身を有

Ü

豊

か

な人間

性と倫

理

一観を備え、

児

童 福 祉 事 業 に · 熱 意 \mathcal{O} あ る者であ 0 て、 できる限 ŋ 児 童 福 祉 事 業 \mathcal{O} 理 論 及 へび実際 に つ 7 て訓 練を受けた者

なければならない。

(放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育 成 事 業 の職 員 は、 常に自 己研 鑽ん に励 み、 児 童 の健全な育成を図るために必要な知

識 及 び 技能 \mathcal{O} 修 得 維 持 及び 向 上 に 努め な け れ ば なら な \ \ \

2 放 課 後児 童 健 全育 成 事 業者 は、 職 員 E 対 その 資質 \mathcal{O} 向 上のため 0 研 修 の機会を確保 Ü なけ n ば なら

; (設ない。

(設備の基準)

(- 233 x

第九条 放課後児童健全育成事業所には、 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するため O機能を備え

を備えなければならない。

た区

画

(以下この条にお

いて

「専用

区

画

という。

を設けるほ

か、

支援

の提供に必要な設備及び

備

品等

2 専用区 画 \mathcal{O} 面積は、 児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用 区画 並びに第 項に規定する設備及び備品等 (次項にお いて 「専用」 区画等」 という。)は、 放課後

児童 建 全育成事業所を開所し てい る時 間 一帯を通じて専ら当該放課後児 童 健 全育成事 業の 用に供するもので

4 専用区画等は、 衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

なけ

ればならない。

ただし、

児童の支援に支障がない場合は、

0

限りでない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、 放課後児童健全育成事業所ごとに、 放課後児童支援員を置かなけれ

ばならない。

2 放課後児童支援員の数は、 支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、 その一人を除き、 補助員 (放課

後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。 第五 項において同じ。 をも

てこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、 次 の各号の いずれかに該当する者であって、 都道府県知事が行う研修を修了した

ものでなければならない。

一保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) の規定による高等学校 (旧中等学校令 (昭和 + 八年 ·勅令

第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、 同法第九十条第二 項 \mathcal{O} 規

定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者 (通常

0 課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同

等以 上の 資格を有すると認定した者 (以下この項において「高等学校卒業者等」という。) であって、

二年以上児童福祉事業に従事したもの

匹 学校教育法の規定により、 幼稚園、 小学校、 中学校、 高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を

有する者

五. 学校教育法の規定による大学 (旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。 にお

1 て、 社会福祉学、 心理学、 教育学、 社会学、 芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに 相当

する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、 社会福祉学、 心理学、 教育学、 社会学、 芸術学若しくは体育

学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、 同 法第

百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、 社会福祉学、 心理学、 教育学、社会学、 芸術学若しくは体

育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、 社会福祉学、 心理学、 教育学、 社会学、 芸術学若しくは体育学を専修する学科

又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、 かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であ

って、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、 放課後児童健全育成事業における支援であって、 その提供が同時に一又は複数

 \mathcal{O} 利 用者に対して一 体的 に行 わ れるものをい V. の支援の単位を構 成する児童 の数 は、 お お む ね 兀

以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、 支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない

0 ただし、 利用者が二十人未満 の放課後児童健全育成事業所であって、 放課後児童支援員のうち一人を除

1 た者又は補 助者が 同 敷地内にあ る 他の事 業所、 施設等の 職務に従事している場合その他の 利 用 者の支

援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、 利用者の国籍、 信条又は社会的身分によって、 差別的取扱いをし

てはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業の職員は、 利用者に対し、 法第三十三条の十各号に掲げる行為その

他当

該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者 は、 利用 者の使用する設備、 食器等又は飲用に供する水については、

衛生 的 な管理に努め、 又は 衛生上 必 要な措置を講じなけ ればなら な 1

放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、

又はま

 λ 延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならな 2

放課後児童健全育成事業者は、

3 放課後児童健全育成事業所には、 必要な医薬品その 他 \mathcal{O} 医 療 品を備えるとともに、 それらの管理を適正

に行われ なけ れ ば ならな

運営規程

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、 放課後児童健全育成事業所ごとに、 次の各号に掲げる事業の運営

に ついての重要事項に 関する運営規程を定めておかなければならない。

事 業の 目的 及び運営の 方針

職員 0 職 種 員数及び職 務 の内・ 容

 \equiv 開所している日及び時間

兀 支援 \mathcal{O} 内容及び当該支援 の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

五. 利用力 定員

七 六 事業の 通 常 \mathcal{O} 利 事 用 業 に当たって \mathcal{O} 実施 地 域 の留意事

項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

虐 待 \mathcal{O} 防 止 のたい \emptyset の措 置 に関す る事 項

+

+

その

他

事

業

 \mathcal{O}

運営に記

関す

る重

要事

項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

整備、 しておかなけ ればならない。

第十五条

放課後児童健全育成事業者は、

職員、

財産、

収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を

(秘密保持等)

机上配布資料

放課後児童健全育成事業の職員は、 正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族

の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児 童健全育成事業者 は、 職 員 であっ た者が、 正当な理 由 がなく、 その業務上 知 り得た利用 君又は

その家族の 秘密を漏 らすことがない よう、 必要な措置を講 じなけ ればなら な

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、 その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅

速 か 0 適切 に対応するために、 苦情を受け付けるため $\stackrel{\widehat{\mathcal{O}}}{}$ 窓 \Box を設置する等 O必 要な措置 を講じなけ ĥ んばな

らない。

2 放 深課後児 童健全育 成事業者 は、 その行った支援に関し、 市町 う村から指導又は助言を受けた場合は、 当該

指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育 成事業者は、 社会福 祉 法 昭昭 和二十六年法律第四十五号) 第八十三条に規定する運営

適 正 化委員会が :行う同 法第 八十五名 条第 項の 規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、 放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、 次の各号に

掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定め る時 間以上を原則として、 その 地方に おけ る児童 $\overline{\mathcal{O}}$ 保 水護者 \mathcal{O}

労働 時 間 小学校 0 授業の終 了 \mathcal{O} 時 刻そ 0 他 \mathcal{O} 状 況等を考慮 L て、 当該事業 業所ごとに定め Ź.

小 学校 \mathcal{O} 授 業 0 休 . 業日 に .行う放 課後児童 健 全育成 事 業 日 に つき八 時 間

小学校の

授業の休業日以外

0

日に行う放課後児童健全育成事業

日

に

一つき三

時間

2 放課後児童健 全育 成事: 業者 は、 放課後児童 健全育成事業所を開 所する日 数に つい て、 年につき二百五

+ 日 以上を原則として、 その 地 方に おける児 童 $\overline{\mathcal{O}}$ 保 だ護者 \mathcal{O} 就労 日数、 小学校の授業 の休 :業日 その 他 \mathcal{O} 状況

等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十 九条 放課後児童健全育成事業者は、 常に 利用者の保護者と密接な連絡をとり、 当該 利用者の健康及び

行 動 を説明するとともに、 支援の内容等につき、 その保護者 \mathcal{O} 理解及び協力を得るよう努めなけ ĥ んばなら

ない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、 市町村、 児童福祉施設、 利用者の通学する小学校等関係機関と密

接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十 条 放課後児童健全育成事業者は、 利用者に対する支援により事 故が · 発生 した場合は、 速やか

市 前 村、 当該利用者 の保護者等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じなけ ればならない。

2 放課後児童健全育成事業者 は、 利 用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償

を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一 条 この省令は、 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推

進に 関する法律 () — 部を改 正 する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十四年法律第

六十七号)の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

机上配布資料

は、 同項中「修了したもの」とあるのは、 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用について 「修了したもの (平成三十二年三月三十一日までに修了するこ

とを予定している者を含む。)」とする。

◎放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第1条	趣旨(従うべき基準、それ以外の基準を規定)	_
第2条	最低基準の目的	_
第3条	最低基準の向上	_
第4条	最低基準と放課後児童健全育成事業者	_
第5条	放課後児童健全育成事業の一般原則	参酌
第6条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	参酌
第7条	放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件	参酌
第8条	放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等	参酌
第9条	設備の基準	参酌
第10条	職員	従う(第4項を除く)
第11条	利用者を平等に取り扱う原則	参酌
第12条	虐待等の禁止	参酌
第13条	衛生管理等	参酌
第14条	運営規程	参酌
第15条	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	参酌
第16条	秘密保持等	参酌
第17条	苦情への対応	参酌
第18条	開所時間及び日数	参酌
第19条	保護者との連絡	参酌
第20条	関係機関との連携	参酌
第21条	事故発生時の対応	参酌
附則		
第1条	施行期日	参酌

第1条	施行期日	参酌
第2条	職員の経過措置	従う